

幼保連携型 認定こども園 たちばな保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、幼保連携型認定こども園たちばな保育園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 福栄会
所 在 地	桐生市西久方町2丁目3-8
電話番号	0277-22-0032
代表者氏名	理事長 村野 宣祥

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	たちばな保育園
施設の所在地	桐生市西久方町2丁目3-8
連絡先	TEL 0277-22-0032 FAX 0277-45-2270
管理者	園長 村野 宣祥
対象児童	・生後2ヵ月から3歳未満の保育の必要な乳幼児 (3号認定の子ども) ・満3歳以上小学校の始期に達するまでの保育の必要な 幼児 (2号認定の子ども) ・2号認定の子ども以外の満3歳以上小学校の始期に達 するまでの幼児 (1号認定の子ども…学年は3年とす る)
利用定員	1号認定の子ども 15人 2号認定の子ども 30人 3号認定の子ども 20人
認可年月日	令和4年 3月 25日

3 目的・運営方針

たちばな保育園（以下「当園」という。）は、就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律77号）第2条第7項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すると共に、保護者に対する子育て支援を行うことを目的とします。

- (1)当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一本的に行います。
- (2)当園は、子どもの属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。
- (3)当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営します。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2612.99㎡
	園庭	711.85㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	970.60㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	うめ組
ほふく室	1室	もみじ組
保育室	6室	2歳児クラス 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス 計6クラス
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
病後児室	1室	
子育て支援室	1室	

5 職員の設置状況（令和8年3月1日の状況）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
主幹保育教諭	2	2	0	
保育教諭	8	7	1	
栄養士	1	1	0	
調理員	2	1	1	
看護師	2	2	0	
事務員	1	1	0	

当園では、「桐生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月25日条例第19号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 学期

1号認定の子どもにかかる学期は、1年を分けて次の3学期とします。

第1学期 4月1日 ～ 8月31日

第2学期 9月1日 ～ 12月31日

第3学期 1月1日 ～ 3月31日

・1号認定の園児の入園選考は面接等により選考するものとします。

*選考基準は、1. 兄弟が入園児

2. 先着順

・2号・3号認定の園児の入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、保育の必要量及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる乳幼児が優先的に利用できるよう選考するものとします。

7 利用定員ごとの教育・保育を提供する日、教育・保育時間、休業日等

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後3時30分(6時間30分)
預かり保育	保育時間	朝：午前7時～午前9時 夕：午後3時30分～午後7時 土曜：午前8時30分～午後1時
休業日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季休業（8月上旬～8月16日）	
	冬季休業（12月下旬～1月上旬）	
	学年末休業（卒園式～3月31日）	
	学年始休業（4月1日～4月上旬）	

【2号・3号認定子ども（保育時間認定）】







提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時～午後6時まで(11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
延長保育	保育標準時間	午後6時～午後7時
	保育短時間	朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時
休業日	日曜日・祝日	
	年末・年始（12月31日～1月3日）	

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を提供します。

(1) 教育・保育等の提供

毎日の教育・保育の流れ（例）

時間	1号認定	2・3号認定短時間認定	2・3号認定標準認定	
7:00	一時預かり時間 	延長保育時間 	保育開始	
8:30	教育開始	保育開始	体操 おやつ（3号認定） 遊び（室内外）・散歩等 一斉保育	
9:00		体操 おやつ（3号認定） 遊び（室内外）・散歩等 一斉保育		
9:20				
10:00	遊び（室内外）・散歩 一斉保育	食事 （年齢によって前後します）	食事 （年齢によって前後します）	
11:10	食事	食事 （年齢によって前後します）	食事 （年齢によって前後します）	
11:30				
12:00	昼寝（3歳児）	昼寝（3号認定・2号3歳児） （年齢によって前後します）	昼寝〔3号認定・2号3歳児） （年齢によって前後します）	
13:00		遊び（室内外）・製作等 （2号認定…4・5歳児）	遊び（室内外）・製作等 （2号認定…4・5歳児）	
13:00	遊び（室内外）・製作等 （2号認定…4・5歳児）	遊び（室内外）・製作等 （2号認定…4・5歳児）	遊び（室内外）・製作等 （2号認定…4・5歳児）	
14:30				
15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ	目覚め おやつ	
15:30	教育終了 一時預かり時間	順次降園	順次降園	
16:30		保育終了	一時預かり 延長保育 表示 	
18:00		延長保育時間 		保育終了 延長保育時間 
19:00				

散歩のコース

近隣にある桐生ヶ岡公園・吾妻公園・水道山等に散歩に行きます。

4・5歳児は吾妻山にハイキングに行きます。

(2) 特別保育事業

英語教室・体操教室・習字教室・そろばん教室・お話し子育て支援・体調不良児対応型保育・公開保育
パソコン指導・課外活動・陶芸等

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時15分頃	3時00分頃	
1歳児	10時00分頃	11時20分頃	3時00分頃	
2歳児	10時00分頃	11時30分頃	3時00分頃	
3歳児		11時30分頃	3時00分頃	
4歳児		11時35分頃	3時00分頃	
5歳児		11時40分頃	3時00分頃	

※ 献立表は、毎月前月末に配布します。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば相談下さい。

(4) 健康診断

当園では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施します。

※園児健康診断 全園児（年2回）、歯科健診 全園児（年1回）

(5) その他

一時預かり事業内容等

非定型的保育・私的理由・緊急保育

保育時間 午前8時30分～午後5時（土曜日午後1時）

給食 給食・おやつあり

利用料 下記の利用料等に記載します。

9 利用料等

(1) 保育料

保育料	子どもの保護者が居住する市町村が定める額
-----	----------------------

(2) 実費徴収

主食・副食提供	主食費：月額 1,000円（3歳以上児） 副食費：月額 4,900円（3歳以上児） （ただし、副食費は第3子以降、住民税非課税世帯は免除）
土曜保育・自由保育給食代	1日 150円
その他実費に関する料金	特別保護会費 500円（1年1回）（保護者会収入）
	保護者会費 400円（1ヶ月1回）（保護者会収入）
	課外活動 400円・年長児 2,000円（積み立て） 保護者会

(3) 預かり保育に係る利用料

一時預かり事業（一般型）	3歳未満児	一日当たり	2,000円
	3歳以上児	一日当たり	1,500円
教育認定（1号）の預かり	30分あたり	50円	
	土曜日については、1日あたり		

(4) 2号認定・3号認定の延長保育に係る利用料

①保育標準時間認定に係る延長保育料等

利用時間帯	延長保育料	おやつ代	月額上限
17時30分～18時に利用した場合	0	100円	1,000円
18時～18時30分に利用した場合	200円	100円	2,500円
18時30分～19時に利用した場合	250円	100円	3,000円

※延長保育料・おやつ代は、1日あたりの金額

②保育短時間認定に係る延長保育料等

利用時間帯	延長保育料	おやつ代	月額上限
7時～8時30分に利用した場合	100円	0円	1,000円
16時30分～17時に利用した場合	50円	0円	500円
17時～17時30分に利用した場合	100円	0円	1,000円
17時30分～18時に利用した場合	150円	100円	2,000円
18時～18時30分に利用した場合	200円	100円	2,500円
18時30分～19時に利用した場合	250円	100円	3,000円

※延長保育料・おやつ代は、1日あたりの金額

※同じ日に、朝の時間帯（7時～8時30分）と夕方の時間帯（16時30分～19時）を共に利用した場合には、それぞれの延長保育料の支払いを受けます。

(5) 1号認定の預かり保育に係る利用料

- ・30分間50円とし、1ヶ月10日を超えると月極利用料とさせていただきます。
- ・預かり保育は、幼児教育無償化に伴い保育が必要な事由がある場合、一定金額は無償となり後日返金し、「認定申請書」の提出等手続きが必要となります。

①1号認定 日割り預かり保育利用料・月極預かり保育利用料

利用時間帯	預かり保育料	月極上限
7時～9時に利用した場合	200円	2,000円
7時30分～9時に利用した場合	150円	1,500円
8時～9時に利用した場合	100円	1,000円
8時30分～9時に利用した場合	50円	500円
15時30分～16時に利用した場合	50円	500円
15時30分～16時30分に利用した場合	100円	1,000円
15時30分～17時に利用した場合	150円	1,500円
15時30分～16時30分に利用した場合	200円	2,000円
15時30分～18時に利用した場合	350円 (250+100 おやつ代)	3,500円
15時30分～18時30分に利用した場合	400円 (300+100 おやつ代)	4,000円
15時30分～19時に利用した場合	450円 (350+100 おやつ代)	4,500円

※預かり保育料・おやつ代は、1日あたりの金額

(6) その他

当園にお支払いいただいた上記の利用料等につきましては、預り書を交付いたします。ただし、口座引落の場合は、希望者のみ領収書を交付いたします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- (1)子どもが小学校に就学したとき
- (2)子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	細井内科医院
医 院 長 名	細井盛一
所 在 地	桐生市浜町町1-2-5
電 話 番 号	0277-44-3818

(2)歯科

医療機関の名称	金子歯科医院
医 院 長 名	金子ちひろ
所 在 地	桐生市相生町5-66-2
電 話 番 号	0277-54-3344

12 緊急時の対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、子どもの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	0277-43-0110
消防署(東分署)	0277-46-2399

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	園長:村野宣祥、主幹保育教諭:太田孝子
	・ご利用時間	8:30 ~ 17:00
第三者委員	・電話番号	0277-22-0032
	F A X	0277-45-2270
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	清水正枝	電話番号 0277-44-3558 民生委員
林 進	電話番号 0277-22-3534 1区 区長	

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	当園が定めた消防計画書により対応します。
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

< 保育所近隣の広域避難場所、一時避難場所、避難所は次のとおりです。 >

広域避難場所	桐生市立北小学校
一時避難場所	認定こども園 たちばな保育園園庭及び駐車場
避難所	桐生市立北小学校

1.5 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本体育・学校健康センター
保険の内容	医療費・障害見舞金・死亡見舞金
保険金額	0円

※詳しくは、別途配布する「日本体育・健康センター加入について」をご確認下さい。

1.6 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

当園は、特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供する事はありません。

1.7 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置、その他必要な体制を整えると共に職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとしします。

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、利用者に対する 宗教活動、政治活動及び営利活動は遠慮下さい。